

南島原市行政改革大綱

平成19年3月



南島原市

目 次

行政改革の基本方針

- 1．背景と目的 1
- 2．実施期間及び実施項目 2
- 3．改革の進め方 2

行政改革の重点項目 3

行政改革への具体的な取り組み

- 1．行政の担うべき役割の重点化
 - (1) 民間委託等の推進 4
 - (2) 指定管理者制度の活用 4
 - (3) 地域協働の推進 4
- 2．機構組織の再編、整備
 - (1) 本庁舎方式に向けた分庁方式の見直し 5
 - (2) 総合支所方式の見直し 5
 - (3) その他の組織の見直し 6
- 3．定員管理及び給与等の適正化
 - (1) 定員管理の適正化 6
 - (2) 給与等の適正化 6
 - (3) 定員・給与等の状況の公表 7
- 4．人材育成の推進 7
- 5．公正の確保と透明性の向上 8
- 6．電子自治体の推進 8
- 7．財政の健全化
 - (1) 経費の節減合理化とコスト削減対策 9
 - (2) 自主財源の確保と遊休資産の活用 9
 - (3) 補助金等の整理合理化 10

行政改革の基本方針

1. 背景と目的

本市は、平成18年3月31日、8町が合併して誕生しましたが、合併の実現を優先する考え方から、機構組織をはじめ、新市に先送りされた課題も多く、また、きわめて厳しい財政状況の中での出発となりました。

一方、国においては、少子高齢化による人口減少化時代を目前に控え、厳しい財政状況の中で、地方分権、三位一体改革の推進により、地方が中心となる分権型社会システムづくりへの転換が進められています。

また、三位一体改革の進捗により、本市にとってその歳入の多くを占める地方交付税は、合併算定替えの適用はあるものの、制度改革に伴う実質的な交付額の逡減が見込まれるほか、国庫補助制度の見直しなどにより、税源移譲を考慮しても課税客体に乏しい本市にとっては、結果的に歳入減となることが予想されます。

このような中で、本市においては、今後の分権型社会を担いうる行財政基盤を確立するため、きわめて厳しい財政状況の改革を第一に、併せて合併に伴い肥大化した組織や先送りされた課題の見直しが急務となっています。

そのため、行財政運営の全般を見直し、最少の経費で行政サービスを安定的に提供していけるよう積極的にその改革に取り組むこととし、「南島原市行政改革推進委員会」の答申をもとに「南島原市行政改革大綱」及び「南島原市集中改革プラン」を策定しました。

南島原市行政改革大綱は、行政改革の基本的な方向性を定めたもので、「簡素で効率的な行政システムへの改革を図るとともに、地域との協働を主眼にした新しい自治体経営を行うこと」を目標としています。

2. 実施期間及び実施項目

(1) 実施期間

この大綱は、平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間とします。

(2) 実施項目

この大綱は、実施期間中に取り組むべき行政改革の課題について、その方向、目標及び主な実施項目を示したものです。各項目の具体的目標数値については、「集中改革プラン」において掲げるものとします。

3. 改革の進め方

行政改革大綱の実施内容については、各部局の職員が細部にわたって検討したものを市長を本部長とする「行政財改革推進本部」で審議し、「南島原市行政改革実施計画」(集中改革プラン)として決定、実施していくこととします。

なお、行政改革の推進にあたっては、Plan(計画策定)、Do(実施)、See(検証)のいわゆる「PDSサイクル」に基づいて行うこととします。

また、その進捗状況については、市民にわかりやすく公表して情報の共有を図り、「南島原市行政改革推進委員会」をはじめ、市民の意見を伺い、まちづくりへの参加を図りながら改革を進めていきます。

【PDSサイクル】

Plan(計画)…… 改革の方針、内容などの計画を策定(改訂)する。

Do(実施) …… 計画に基づき、実行する。

See(検証) …… 計画の達成度合いを評価し、成功要因や失敗要因を分析することで計画の見直しなどの材料とする。

行政改革の重点項目

現在の厳しい市財政の状況下において、今後、さらに経常的な歳入の減少が見込まれる中、市が担うべき住民サービスの提供を維持していくためには、「歳出削減」が避けられないことから、財政健全化を最大の課題として、特に次の事項を重点項目として取り組みます。

1. 機構・組織の見直し

効率的な機構・組織の実現のため、合併に伴い導入された8庁舎への分庁方式及び総合支所方式については、「本庁方式」に向けて見直しを図ります。

ただし、本庁舎の建設が実現するまでの間は、現有施設を有効に活用し、本庁部局の集約を図ります。

2. 職員の定員と給与等の適正化

職員の定員適正化計画を定め、合併により肥大化した組織のスリム化を図ります。

また、公正な人事評価制度の導入を含めて給与制度の適正化を図ります。

3. 事務事業の見直しとコスト削減

旧町からの慣例化した事務事業の見直しを進め、費用対効果を念頭にその効率化を図り、歳出削減を進めます。

4. 公営施設の民営化と統廃合の推進

保育所、幼稚園及び老人ホーム等の公営施設について、可能な限り、民営化、民間委託を進めるとともに、各種施設の統廃合にも積極的に取り組みます。

行政改革への具体的な取り組み

1. 行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

市営の保育所や幼稚園、老人ホームなどの福祉施設については、行政の役割の見直しの観点から、民間で運営できるものについては、民営化を前提にその運営方法の見直しを図ります。

また、公権力を行使する業務や指導性の高い業務などを除き、行政責任の確保を図りながら、民間により実施できるものは民間への委託を推進します。

【主な実施項目】

- ・市立保育所、幼稚園、養護老人ホームの民営化等の推進
- ・市立加津佐幼稚園の休園
- ・一般廃棄物収集業務の民間委託の推進
- ・電話交換業務の民間委託

(2) 指定管理者制度の活用

市内の各種施設については、公のサービスを担保しつつ、民間の競争原理により管理運営コストの削減を実現するため、公募を原則として積極的に指定管理者制度の導入を図ります。

【主な実施項目】

- ・指定管理者公募制の推進
- ・指定管理者制度の導入
- ・深江衛生センターへの指定管理者制度の導入

(3) 地域協働の推進

合併に伴う行政区域の広域化の中で、社会環境の変化に伴い、ますます高度化、多様化する市民の行政ニーズに行政のみで対応することが困難になりつつあることから、ボランティアや地域活動など、

市民との協働によるまちづくりの推進を図ります。

そのための人材の育成や協働で取り組む組織の強化、整備とともに、積極的な行政情報の公開に取り組み、市民と行政とのパートナーシップの構築を推進します。

【主な実施項目】

- ・ 広報南島原地元特派員制度の導入
- ・ 小規模自治会の統合
- ・ 南島原人材育成塾（仮称）の開設
- ・ 児童虐待防止のための連携強化

2 . 機構組織の再編、整備

（ 1 ）本庁舎方式に向けた分庁方式の見直し

8庁舎に分散している本庁各部局の機能の効率化を図るため、市内中央部への集約化を図るとともに、その機能を強化します。

なお、集約にあたっては、当分の間、既存の庁舎、施設を有効に活用することとします。

【主な実施項目】

- ・ 本庁機能の充実強化
- ・ 広域分庁の見直し

（ 2 ）総合支所方式の見直し

「本庁方式」への移行を念頭に、本庁・支所の業務の効率化を図るため、総合支所の規模の適正化に向け、段階的に組織や人員配置、権限等を見直しを行います。

【主な実施項目】

- ・ 総合支所の規模・人員及び組織等の見直し
- ・ 西有家住民センターの総合支所への改組
- ・ 本庁部局と総合支所との連絡調整の強化

(3) その他の組織の見直し

大幅な職員定員の抑制を進めながらも、その機能を維持、充実していくため、組織のフラット化を推進し、効率的に対応できる組織、体制の構築を図ります。

また、効率的な管理体制を念頭に置いた施設の整備を推進します。

【主な実施項目】

- ・ 組織のフラット化の推進（グループ制の導入）
- ・ 水道施設の統廃合

3 . 定員管理及び給与等の適正化

(1) 定員管理の適正化

事務事業の見直し、分庁方式や総合支所方式など機構・組織の見直しなどによる業務の効率的な執行体制の確立を進め、定年退職者のほか、早期勧奨退職者の募集等により、職員数の抑制を図ります。

なお、退職職員の補充については、退職者総数の1 / 4程度に抑制しながら、定員適正化計画期間（10年間）中に160人の職員数の削減を目指します。

【主な実施項目】

- ・ 定員適正化計画の策定
- ・ 臨時、嘱託職員の雇用の適正化

(2) 給与等の適正化

公正な評価制度の導入に取り組み、勤務実績、能力に応じた給与制度の確立を図るとともに、市の財政状況や地域の実情を勘案し、給与制度の適正化に努めます。

また、人件費の総量抑制のため、特殊勤務手当を全廃するほか、効率的な勤務体制の確立による時間外勤務手当の縮減を図ります。

【主な実施項目】

- ・ 給与への勤務成績の導入
- ・ 特殊勤務手当の全廃
- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 職員の給与制度の適正化

(3) 定員・給与等の状況の公表

市民の理解を得られる人事・給与制度の確立、運用を図るため、職員の給与の状況や勤務条件などについて積極的な市民への情報提供に努めます。

【主な実施項目】

- ・ 定員・給与等の状況の公表

4. 人材育成の推進

職員の定員抑制の中で、分権型社会の進展や行政ニーズの多様化に伴って求められる資質の高い職員の育成や、市制への移行に伴い求められている職員の意識改革を推進するため、明確な人材育成基本方針を定め、人材の育成に積極的に取り組みます。

また、職員の意欲を士気の高揚を図るため、職員提案制度（市制ベンチャー制度）の導入を図ります。

【主な実施項目】

- ・ 人材育成基本計画の策定と職員の意識改革
- ・ 職員提案制度（市制ベンチャー制度）の導入
- ・ 人事評価制度の導入
- ・ 人事交流の促進（市内・市外）

5 . 公正の確保と透明性の向上

行政の担う役割を見直し、地域協働による行政の推進を実現するためには、各種の施策に対する市民の理解を得ることが不可欠です。

そのため、さまざまな広報媒体を活用し、施策の推進に関する市民への説明、情報公開の充実に努めるほか、入札制度の改革に取り組むなど、公正の確保と透明性の向上を図ります。

【主な実施項目】

- ・パブリックコメント制度の導入
- ・公式ホームページの充実と積極的な情報発信

6 . 電子自治体の推進

多様化する行政ニーズを担保しながら、職員の定員の大幅な削減や行政コストの削減を実現し、一層の事務作業の簡素化、効率化を図るため各種行政システムの導入、充実による事務事業の電子化を進めるとともに、職員の能力開発や民間のノウハウの活用などにより電子自治体の推進に努めます。

【主な実施項目】

- ・電子決裁制度の導入
- ・国民健康保険事業におけるペーパーレス化の推進
- ・農地関係台帳の電子化及び関係台帳とのネットワーク構築
- ・市の行政情報に関する電子データの一元化

7 . 財政健全化

(1) 経費の節減合理化とコスト削減対策

財政健全化計画を策定し、目標を持って徹底した事務事業の経費削減に取り組みます。

また、各種の施策を推進するにあっては、政策評価制度を導入し、費用対効果を念頭に、常にその検証を行い、いわゆる「P D S サイクル」による不断の見直しに取り組みます。

また、合併時に新市に調整が持ち越された事務事業についてその見直しを進めます。

【主な実施項目】

- ・ 財政健全化計画の策定
- ・ 政策評価制度の導入
- ・ 庁用経常経費の徹底的な見直し
- ・ 合併後未調整の検針業務等の統一

(2) 自主財源の確保と遊休資産の活用

税をはじめとする各種公共料金の徴収体制の強化を図り、さらなる収納率の向上を図るとともに、旧町から持ち越された滞納についてもその解消に努めるなど、一層の自主財源確保に取り組みます。

また、旧町から引き継いだ公有財産の整理を行い、施設の統廃合に伴い活用されていない施設や、現況の活用状況を調査し、再活用の検討を行うとともに、不要な財産については、払い下げ等の処分を進め、維持管理の負担軽減を図ります。

【主な実施項目】

- ・ 広報誌等への有料広告の掲載
- ・ 市税等の徴収体制強化
- ・ 合併後も未調整である水道料金の統一
- ・ 学校統合による廃校の活用

(3) 補助金等の整理合理化

各種団体の運営費補助金については、新市に移行後の各種団体の統合の状況や、活動の内容を検証し、そのあり方を再点検します。

また、各種団体等が行う事業に対し、市の単独事業で交付している補助金や個人や受益者の負担金を軽減している助成制度についても、費用対効果の観点から合併時の調整を再点検します。

【主な実施項目】

- ・ 各種団体等に対する補助金の見直し
- ・ 各種イベントに対する補助金の見直し
- ・ 学校給食会委託料などの見直し